
資料編

1. 用語解説
2. 市民アンケート調査結果
 - 2-1. 18 歳以上を対象とする緑に関するアンケート調査結果（抜粋）
 - 2-2. 小中学生を対象とする緑に関するアンケート調査結果（抜粋）
3. 狛江市緑の基本計画改定の経緯
 - 3-1. 改定の体制
 - 3-2. 改定の経過
 - 3-3. 委員名簿
4. 設置要綱
5. 条例

1. 用語解説

あ行

■アドプト制度

道路や公園など公共施設の一部区域の維持管理について、市民団体や企業などの団体が「里親」となり、「養子」となった施設の一部区域を団体が責任をもって維持管理を行っていく制度です。

■生垣造成

樹木を列状に密接させて植え込み、剪定により形を整えたものをいいます。生垣には区画・仕切り、立入防止、修景、眩光防止、目かくし、通風・日射による調節、防火、防風、防塵など多様な機能があります。

■援農ボランティア

農業者の高齢化などに起因する農業の担い手不足に対応するために、住民が営利を目的とせず、農作業の応援を行うことをいいます。

■屋上緑化

建築物の屋上部分に緑化を行うことをいいます。これにより、ヒートアイランド現象の緩和や、室内温度上昇の軽減などによる省エネルギー効果、都市における自然的環境の創出といった効果が期待できます。

■オープンガーデン

公開された個人庭園のことをいいます。景観の向上や、開放された庭園に訪れた人々との交流を深めることが期待できます。

■オープンスペース

都市において建築物が建っている建ぺい地と交通用地（道路、線路など）をのぞいた部分のことをいいます。

か行

■街区公園

主に街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mで1箇所当たりの面積0.25haを標準として配置されるものをいいます。

■開発事業

建築物の建築、土地の区画形質の変更などのことをいいます。

■外来種

人為によって渡来した、その地域在来でない生物種のことをいいます。外来種の中には、在来種を脅かすものも存在します。

■緩衝帯

騒音、振動、排出ガスなどによる公害の影響を緩和し、後背地の環境保全のために道路や工場などの施設に沿って配置された緑地や工作物のことをいいます。

■幹線道路

都市間の広域的な交通処理の連絡機能を持つ道路など、骨格的な道路網を形成する道路のことをいいます。

■管理協定制度

特別緑地保全地区などの土地所有者と自治体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度のことをいいます。これにより、土地所有者の特別緑地保全地区などの管理の負担を軽減することができます。

■極相林

樹種が長い年月を経て入れ替わった結果、安定した状態に至った樹林などのことをいいます。

■近隣公園

主に近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離500m で1箇所あたりの面積2haを標準として配置されます。

■群落

同じ場所で、同時に生育する植物群のことをいいます。植物群落ともいわれます。

■合流式下水道

汚水及び雨水を同一の管きよで排除する方法のことをいいます。

■狛江市環境基本計画

狛江市環境基本条例に基づき、環境の保全などに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画のことをいいます。

■狛江市後期基本計画

狛江市第3次基本構想を実現するため、狛江市のまちづくりや行財政運営を合理的かつ計画的に執行するための指針となるものをいいます。

■狛江市第3次基本構想

総合的かつ計画的な行政運営を進めるための基本的な指針であり、狛江市の最も上位の計画になります。各種計画の基本となるものであり、これに従って具体的な計画を策定することになります。

■狛江市都市計画マスタープラン

まちづくりに関する基本的、総合的、長期的な方針のことで、地域に密着した見地から都市の個性を活かして定める計画です。

■狛江市まちづくり条例

安心して暮らせる、やすらぎのある住環境を維持し創造するため、土地利用や建築などに関する手続きを定めることにより、市民・事業者・行政の協働による望ましいまちづくりを計画的に推進することを目的とした条例のことをいいます。

ざ行**■市街化区域**

市街地として積極的に開発・整備する区域のことをいいます。

■市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域として、開発行為及び建築行為が規制されている区域をいいます。

■市民農園

自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会などを提供するために、レクリエーション活動として野菜や花などの栽培を行えるよう、農地を一定区分に区分し、一定期間貸し付ける農園のことをいいます。

■市民緑地制度

土地の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援するとともに、緑地の保全を推進するため、土地所有者からの申出に基づき、市や緑地管理機構が当該土地所有者と契約（市民緑地契約）を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する制度のことをいいます。

■社寺林

私有林の一形態であり、寺社の所有する森林のことをいいます。

■樹冠面積（樹冠投影面積）

地表の一定区画上の樹木の枝葉（樹冠）が被覆する面積のことです。

■樹木被覆地

樹木で覆われている土地のことをいいます。

■食農教育

食べ物についての学習や農業体験、生物や農村の自然にふれあうことによって、「食」や「農業」「環境」の重要性について考えるきっかけとなるものです。

■薪炭林

薪や炭となる材を採る樹林のことで、主に萌芽更新が可能な広葉樹から構成されることが一般的です。

■生活道路

児童生徒の通学、近隣との往来など市民が日常生活に使用する道路のことをいいます。

■生産緑地

農業と調和した良好な都市環境の形成を図ることを目的として、生産緑地法に基づき、緑地機能などを有する500㎡以上の市街化区域内にある農地などで、市町村が都市計画に定める農地などのことをいいます。

■生物多様性

あらゆる生物種とそれによって成り立つ生態系（種多様性）、さらに生物が子孫へと伝える遺伝子のそれぞれについての多様性とを合わせた概念のことです。

た行

■体験農園

農業者が自ら開設・管理し、農家から直接技術指導を受けることができる体験型農園のことをいいます。

■地下水涵養

地下水のたまっている地層内の地下水の量がくみ上げなどによって少なくなり、その将来の利用に支障が生じた場合、地表水を注入して地下水位を上げることをいいます。

■地区計画

地区単位で「ミクロな都市計画」の将来像や基本方針を定め、「地区整備計画」と呼ばれる区域を絞り込んで、法的な規制を適用するものです。建物の用途や建ぺい率、容積率、高さなどについての規定を定めることができます。

■沖積低地

河川営力によって形成された平野、もしくは沖積層によって形成された平野のことです。扇状地、後背湿地、自然堤防、三角州などの地形が形成されます。

■透水性舗装

雨水を地下に浸透させる構造を持つ舗装のことをいいます。

■特別緑地保全地区

都市計画区域内の緑地のうち、景観が優れているなど一定の要件に該当する良好な自然環境を形成している緑地を保全するため、都市緑地法に基づき、都市計画に定める地区のことをいいます。

■都市計画道路

都市計画法に基づき都市計画決定された道路のことで、自動車専用道路、幹線道路などがあります。

■都市公園

自治体が都市計画区域内に設置する、都市公園法に定められる公園または緑地のことをいいます。街区公園、近隣公園、児童公園などがあります。

な行**■農の風景育成地区制度**

農地や屋敷林が比較的まとまって残り、特色ある風景を形成している地区を指定する制度のことをいいます。農地などの保全を図ることを目的として、都市計画制度などを活用するものです。

は行**■ビオトープ**

特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な地域のことをいいます。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が生息していくことができるような、生態学的にみても良好な環境空間であることが特徴です。

■ヒートアイランド現象

都市の気温が郊外よりも高く、等温線が島状になる現象のことをいいます。都市の多くが人工的構造物に被われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動にともなう人工熱の放出、大気汚染などが原因となります。

■府中崖線

青梅市から調布市と狛江市の市境あたりまで続いている、延長約40kmの段丘崖のことで、立川崖線とも呼ばれます。下流ではほとんど高さがありませんが、上流部の立川付近では15m程度の高さとなっています。

■壁面緑化

建築物の壁面部分に緑化を行うことをいいます。

ま行

■道沿いガーデン

道に沿う敷地の境界部分に生垣や花壇などを整備することで、小さなスペースから緑化を行うことができる点が特徴です。道沿いガーデンに期待される機能として、景観向上機能、生活環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能、自然環境保全機能、防災機能などがあります。

ら行

■緑地協定

都市緑地法に基づく制度で、土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができます。

2. 市民アンケート調査結果

2-1. 18歳以上を対象とする緑に関するアンケート調査結果（抜粋）

【調査概要】

○調査目的：緑に関する意識と生活文化に関する意識を明らかにすること、市民の意識の変化について平成10年度の調査との比較検討を行うこと。

○調査対象：18歳以上の狛江市民1,200人を住民基本台帳から無作為に抽出
※狛江市人口 76,902人（平成23年10月1日現在）

○調査期間：平成23年10月6日～10月31日

○調査方法：郵送による調査票の配布および回収

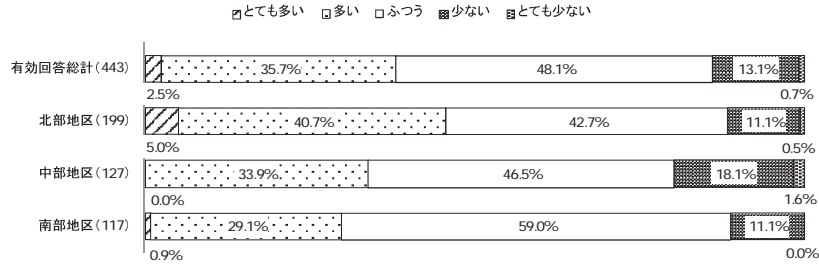
○意見の回収：458件（回収率：38.2%）

○地区区分：アンケートの分析を行うにあたって、回答者の居住地を、北部地区・中部地区・南部地区の3つに分類し、集計を行いました。

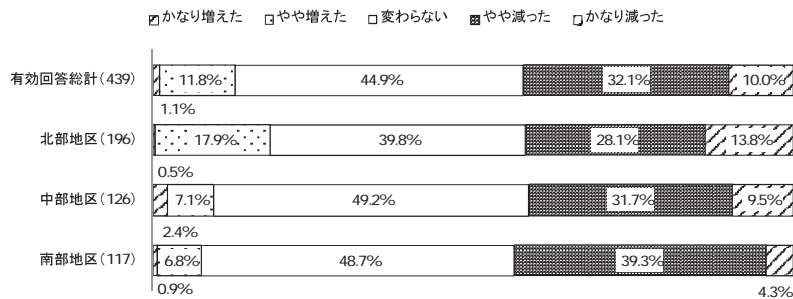
地区区分		町丁目
	北部地区	東野川一～四丁目、西野川一～四丁目 和泉本町二～四丁目、中和泉二～五丁目 西和泉一・二丁目
	中部地区	岩戸北一～四丁目、和泉本町一丁目 元和泉一～三丁目、東和泉一・三・四丁目 中和泉一丁目
	南部地区	岩戸南一～四丁目、駒井町一～三丁目 猪方一～四丁目、東和泉二丁目

【地区別クロス集計の結果】

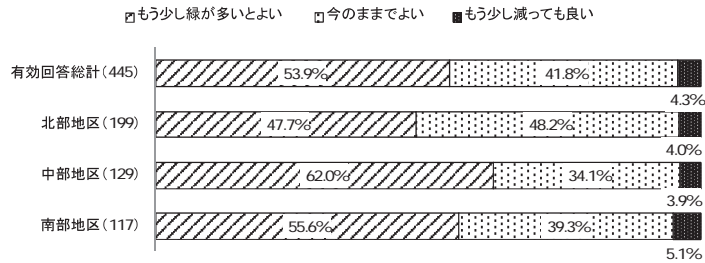
問1. 狛江市の「緑の量」をどう感じますか。



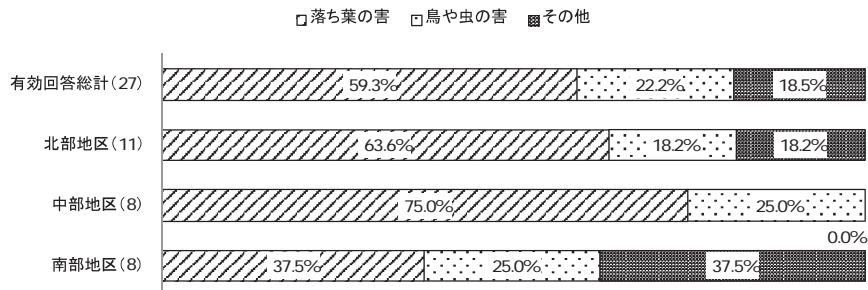
問2. 最近（ここ5年間位）狛江市の「緑の量」は変化したと感じますか。



問3-1. あなたのお住まいのまわりに「緑」があった方がよいと思いますか？

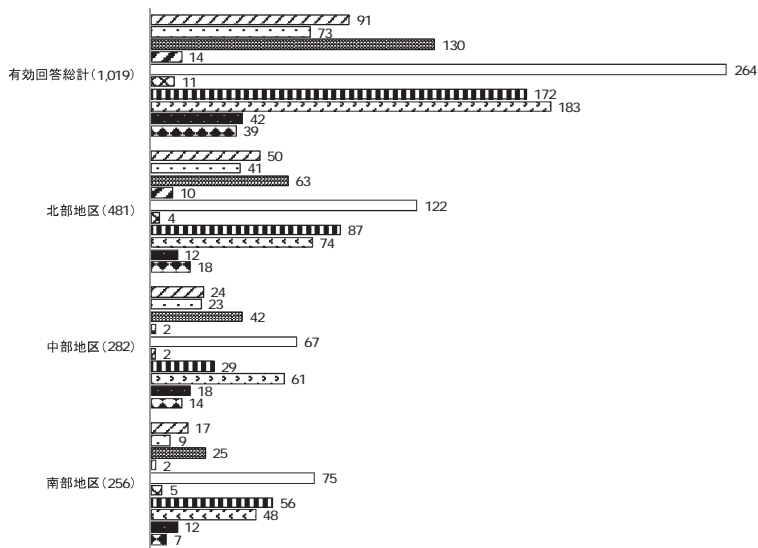


問3-2. 「もう少し減ってもよい」理由をお聞かせ下さい。



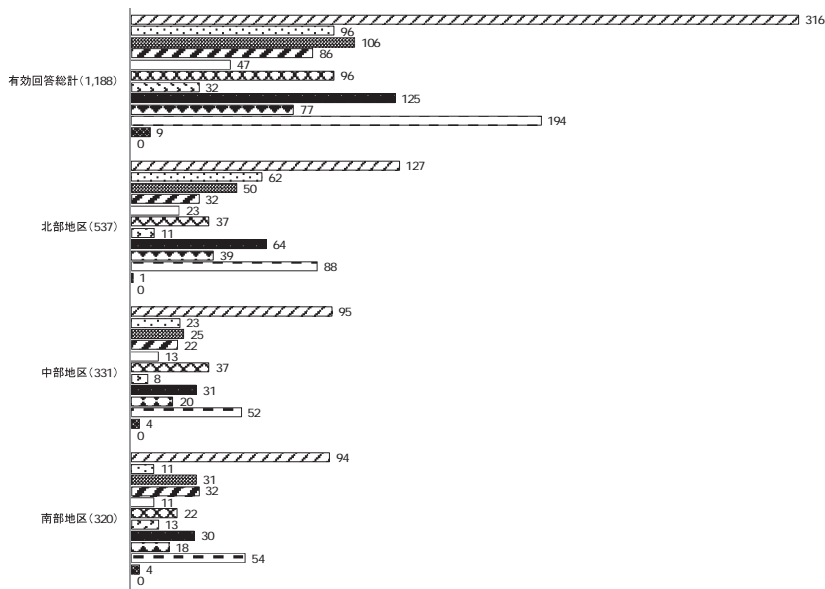
問4. あなたは日常、「緑」とどのようにふれあっていますか。

- 近く小さい公園へ行く
- 旧野川緑道や岩戸川緑道などの緑道へ行く
- 多摩川や野川などの水辺へ行く
- 庭木や花壇の手入れをする
- 特になし
- 西河原公園などの大きい公園へ行く
- 樹林地などへ行く
- 市民農園等で野菜などを栽培する
- 植木鉢やプランターの草花、盆栽などの手入れをする
- その他



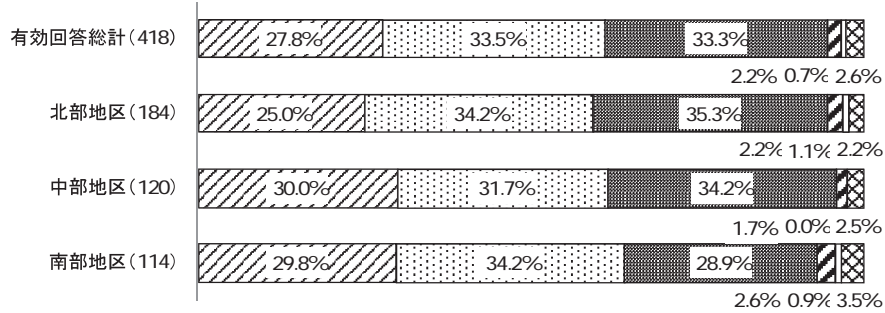
問5. 狛江市であなたが大切にしていきたいと思う「緑の風景」はありますか。

- 多摩川の風景(五本松なども含む)
- 農地の風景
- 公共・民間施設(建物)が緑化された風景
- 街路樹や花などで緑化された道路の風景
- 特になし
- 新野川の風景
- 樹林地・屋敷林などの風景
- 公園などの緑化された風景
- 旧野川緑道や岩戸川緑道などの風景
- 弁財天池・塚などの風景
- 生垣や庭木などで緑化された住宅地の風景
- その他



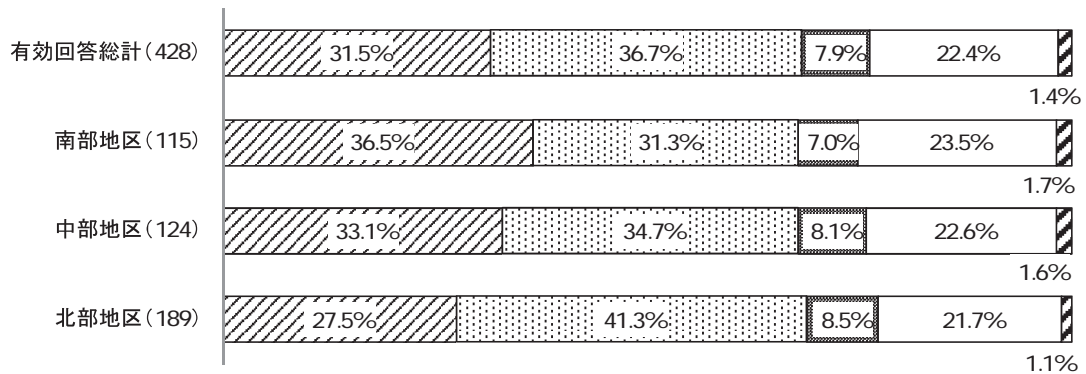
問6. あなたの日常において、「緑」とのふれあいを今後どのようにしたいと思いますか。

- 増やしたい もう少し増やしたい このままで良い
- やや減らしたい 減らしたい わからない

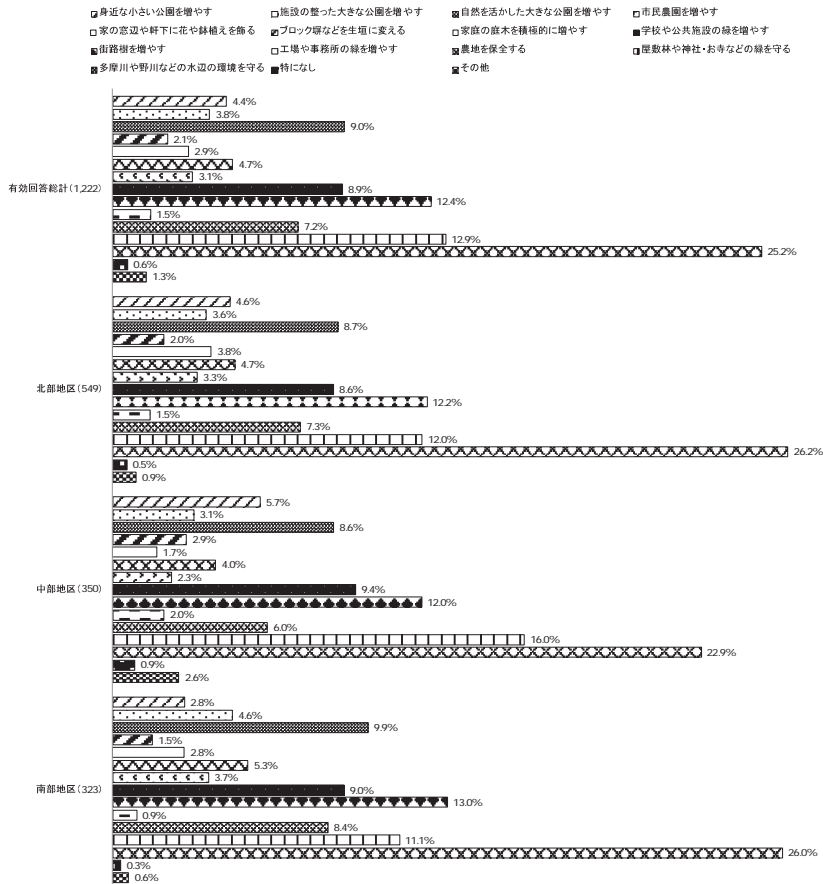


問7. 狛江市の「緑」において、あなたが期待する効果は何ですか。

- 都市環境維持・改善の機能 健康・レクリエーション機能 防災機能 景観形成機能 その他

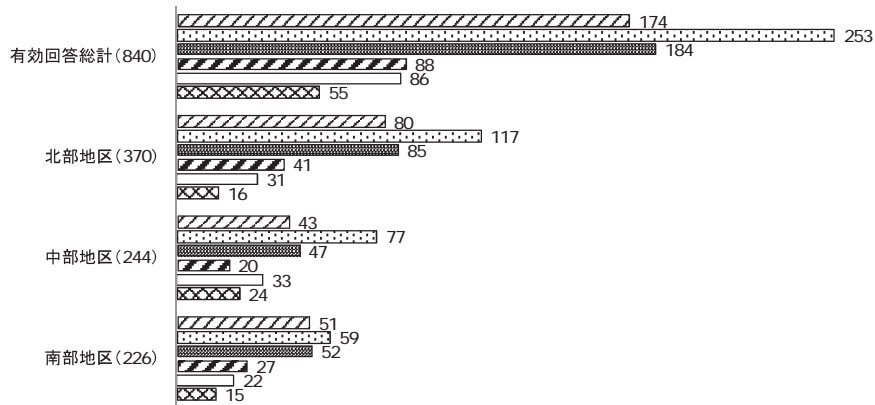


問8. 緑豊かな泊江市にするためにどのようなことをしたらよいでしょうか。



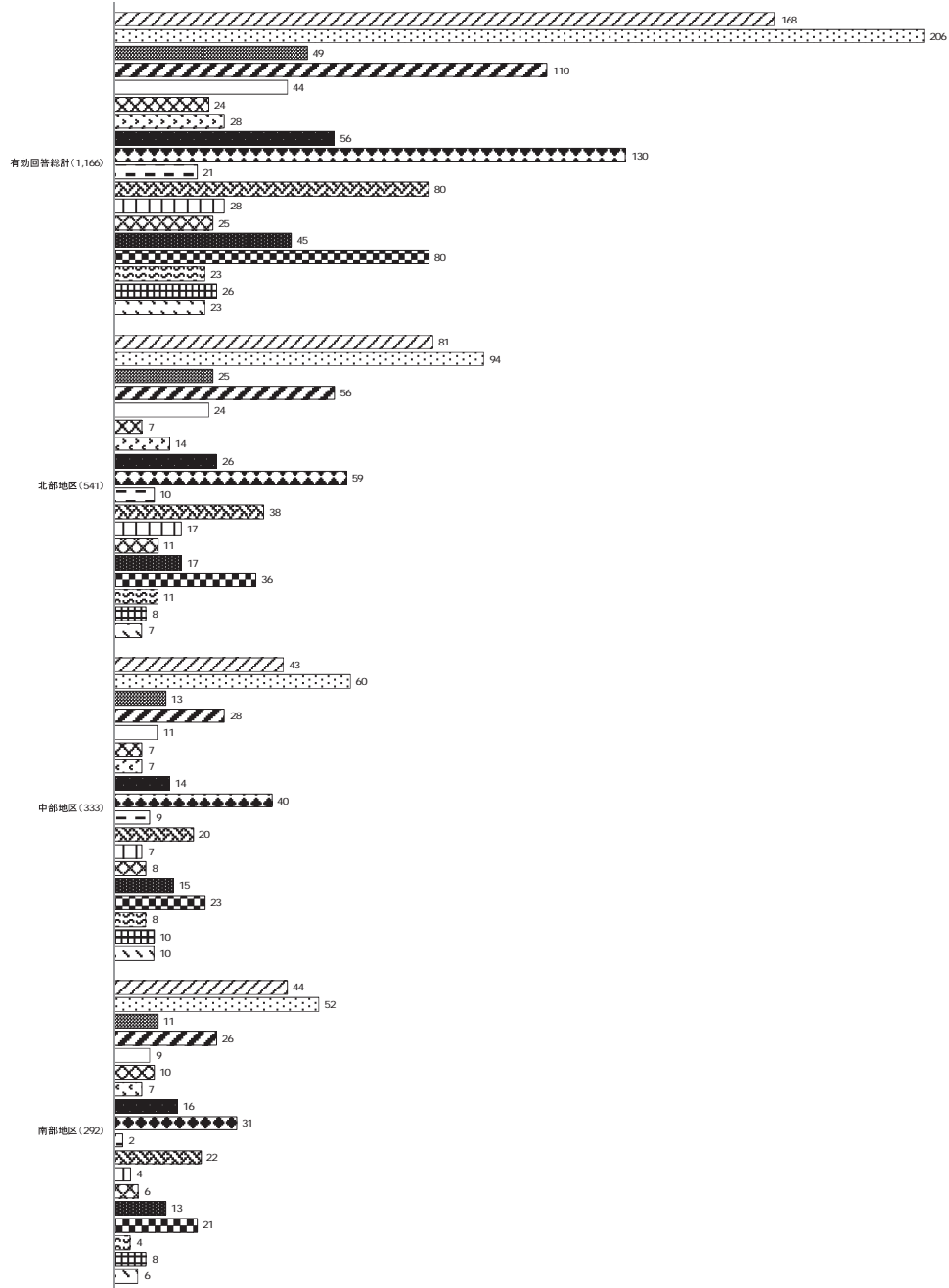
問9. 次にあげる市の緑に関する「施策」の中でご存知のものはありますか。

- 樹木・樹林・生垣の保存制度
- 植木の即売会(春・秋)
- 苗木の無料配布(春・秋)
- 生垣造成補助
- 園芸講習会
- 緑化相談



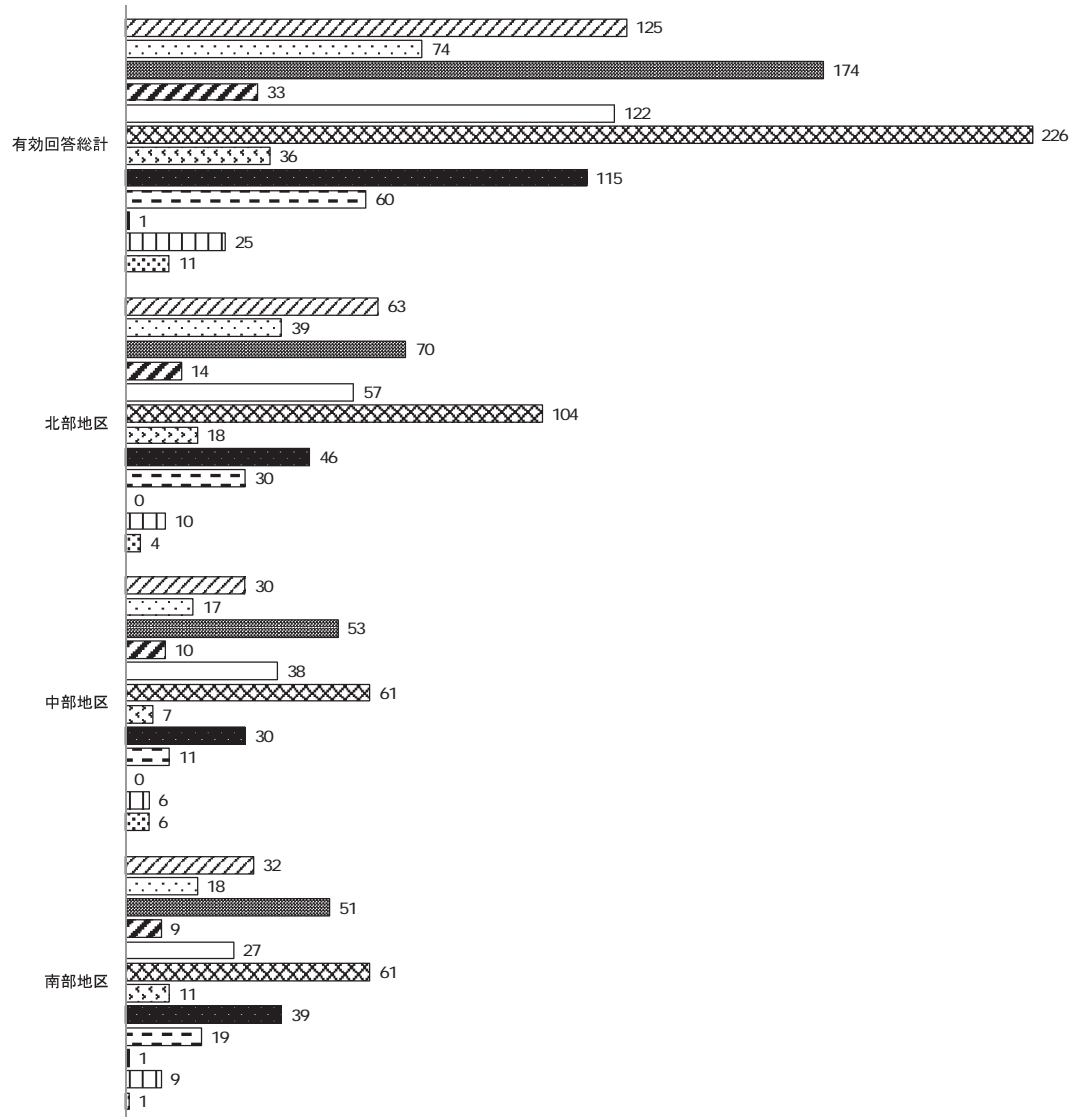
問10. 今後、緑に関して市はどのような「施策」に重点を置くべきだと思いますか。

- 公園施設などの充実及び重点的な緑化
- 幹線道路の緑地帯・街路樹の整備
- まちかどの小広場（ポケットパーク）の整備
- 学校・公共施設などへの緑化
- 苗木の無料配布による市民緑化の支援
- 樹木の育成保存への補助金制度の拡充
- 緑化関連活動をする市民団体への助成
- 生垣を含む緑化に対する助成制度の充実
- 保存樹・保存樹林・保存生垣を増やす
- 市と市民が緑を守る協定を結ぶ
- 家を建てる場合、緑化の指導を強化する
- 庭木の管理などに対する相談・指導の充実
- 緑化の重点地区を指定する
- 企業などへの緑化指導
- 中小学校での緑に関する教育の充実
- 緑化推進に関する市民運動の高揚
- みどりの週間、環境週間行事の活性化
- その他



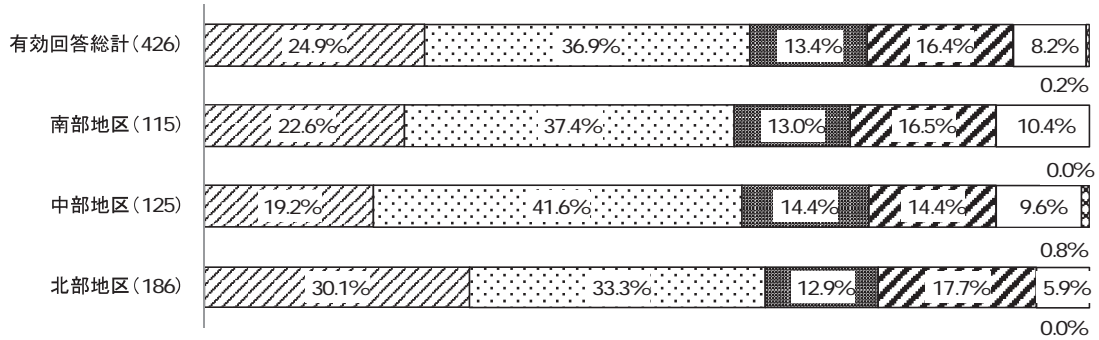
問11. 緑を守り・育てるためにあなたご自身は「どのようなことができる」と思いますか。

- 公園や児童遊園の草刈りや清掃に協力する
- まちかどの花壇の手入れに参加する
- 多摩川の清掃などに参加する
- 街路樹などの手入れを自主的に行う
- 「緑の募金」などの募金活動に協力する
- 家の窓辺や軒下に花や鉢植えを飾る
- ブロック塀などを生垣に変える
- 家庭の庭木を積極的に増やす
- 近所の人と協力し地域ぐるみの緑化を進める
- 公園や緑地の確保のために用地を貸与する
- 特になし
- その他



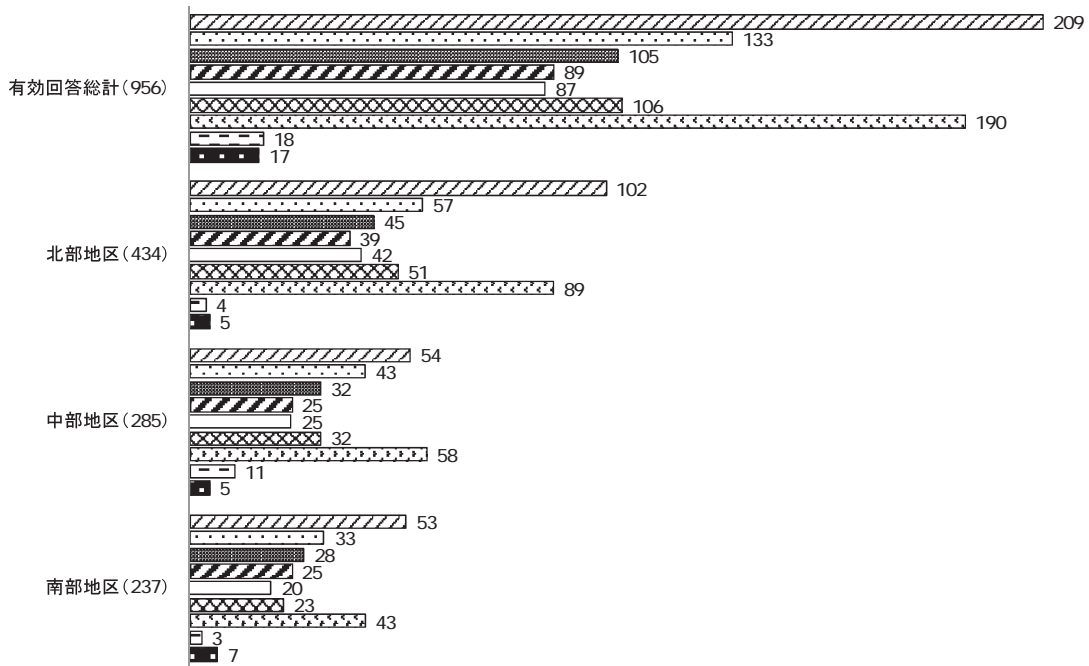
問12. あなたは狛江市と山梨県小菅村との「緑の交流（源流体験など）」についてどう思いますか。

おおいに賛成する
 賛成する
 関心がある
 わからない
 関心がない
 反対する

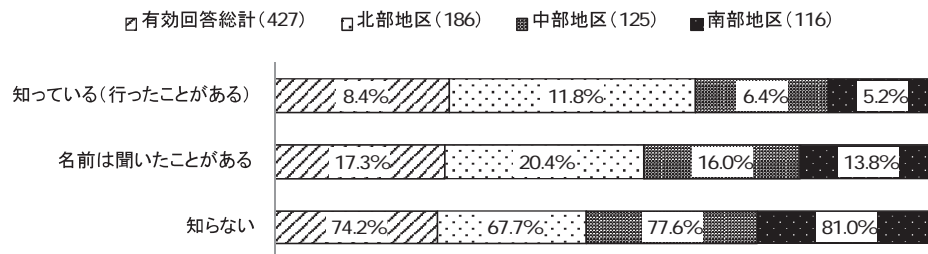


問13. どのような「緑の交流」を希望しますか。

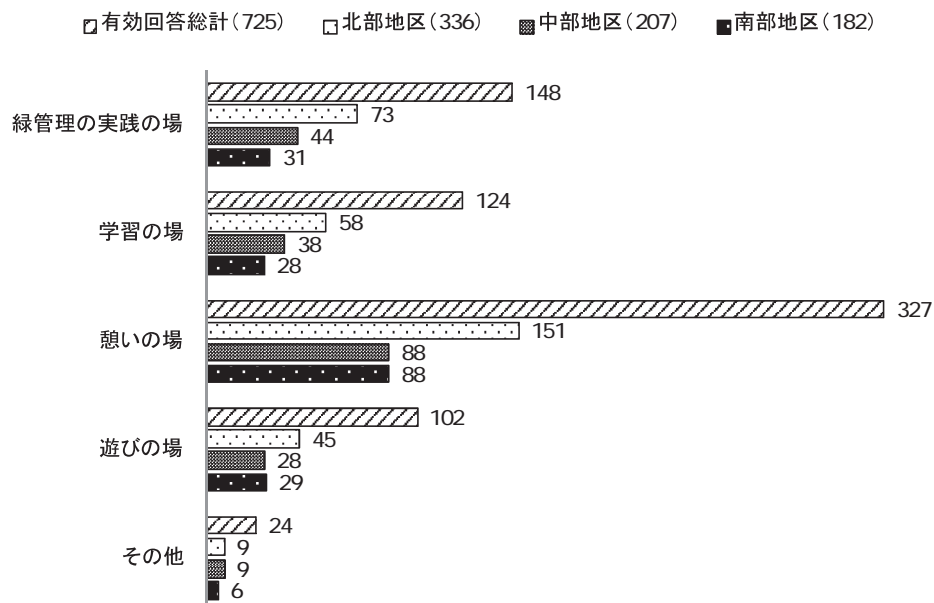
源流体験（沢登り・自然観察）
 農業体験
 環境教育
 林業体験
 苗木の提供
 文化・レクリエーション
 農林生産物販売を通じた交流
 建築用材などの提供
 その他



問14. 狛江市内の樹林地についてご存知ですか。



問15. 樹林地をどのように活用したいと考えますか。



2-2. 小中学生を対象とする緑に関するアンケート調査結果（抜粋）

【調査概要】

○調査目的：狛江市内に在学する小中学生は市内の緑についてどのように感じ、どのように接しているのかを明らかにすること、子どもたちにとって残しておきたい緑や狛江市の将来像について考えるきっかけとすること。

○調査対象：狛江市内に在学する小学校4年生532名、中学校2年生454名

○調査期間：平成23年11月1日～11月30日

○調査方法：各学校へ依頼し、教諭による調査票の配布および回収

※アンケートには、市内のまとまりのある緑地を示した「みどりマップ」を添付し、調査の参考としました。

○回収：小学校4年生338件 中学校2年生422件

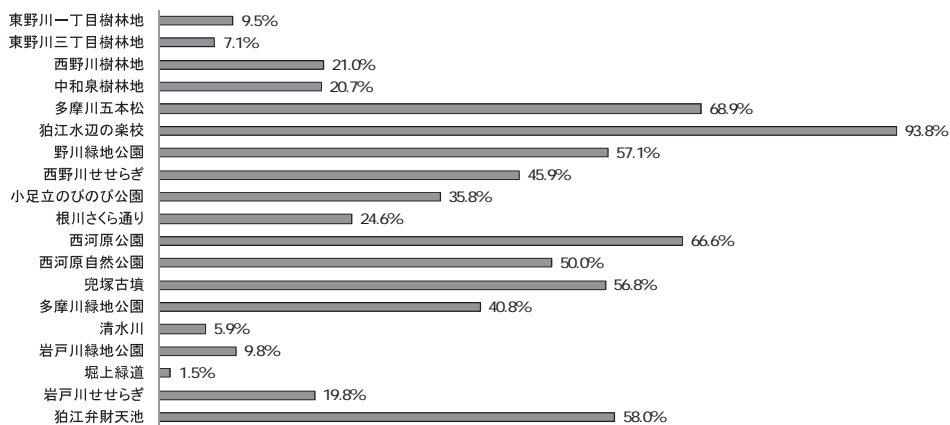
○回収率：小学校4年生63.5% 中学校2年生93.0%

図 みどりマップ

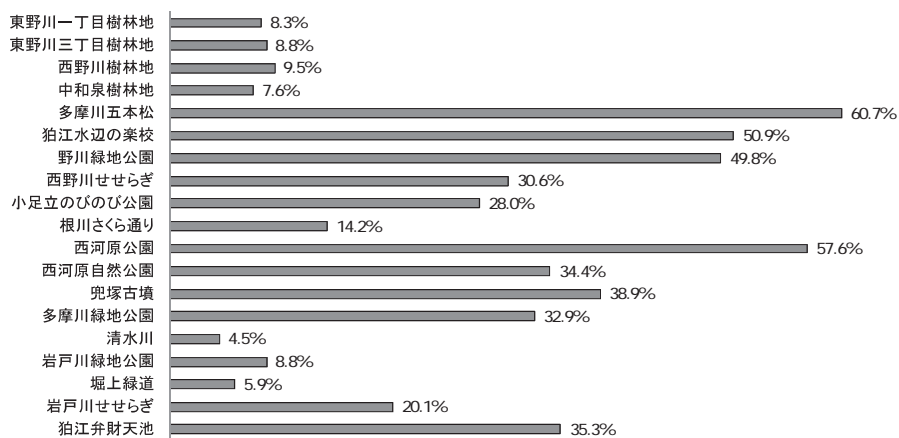


資料編

問3. 知っている場所を「みどりマップ」の中からすべて選んで番号を書いてください。その他にある場合はわかるように書いてください。

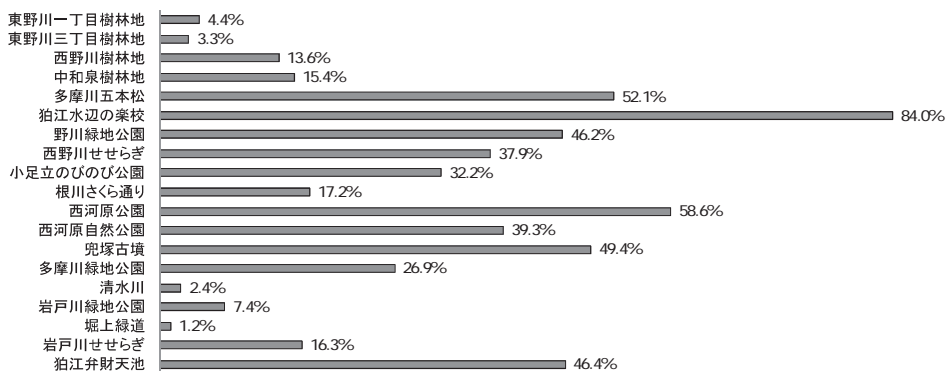


小学生の回答

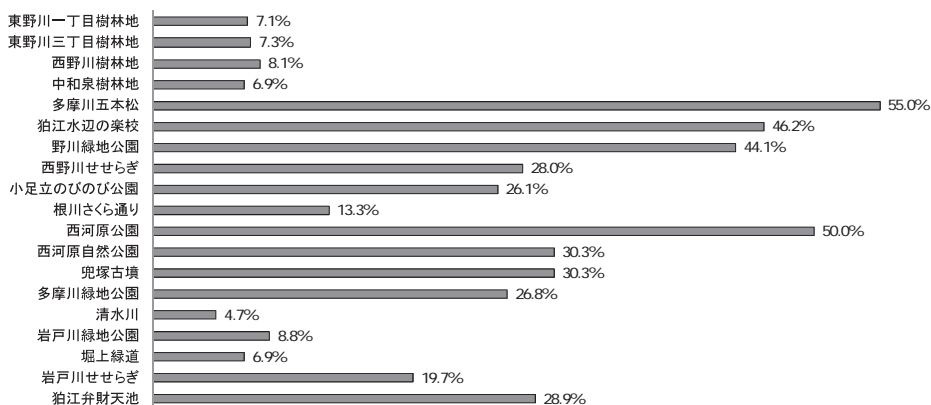


中学生の回答

問4. 行ったことのある場所を「みどりマップ」の中からすべて選んで番号を書いてください。その他にある場合は、わかるように書いてください。

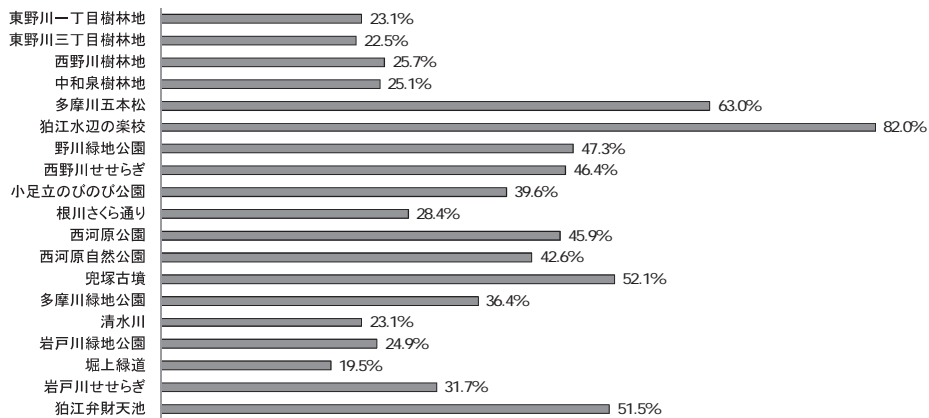


小学生の回答

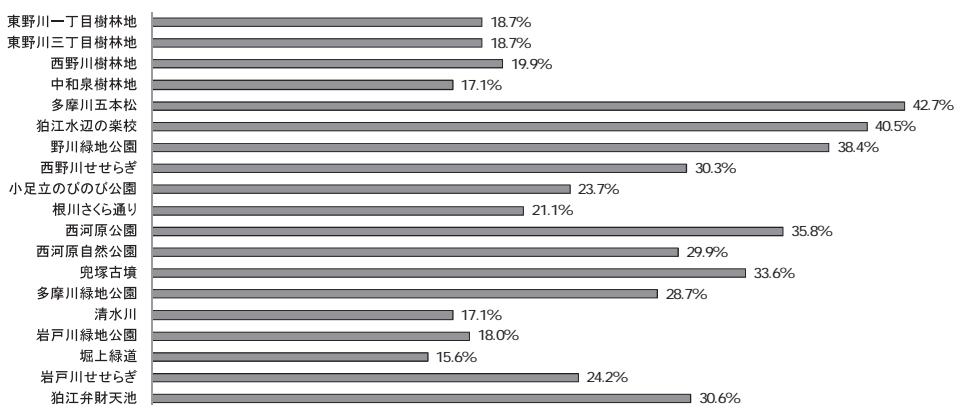


中学生の回答

問5. 大切に、これからも残したいと思う場所を「みどりマップ」の中からすべて選んで番号を書いてください。その他にある場合は、わかるように書いてください。

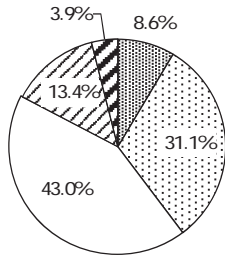


小学生の回答



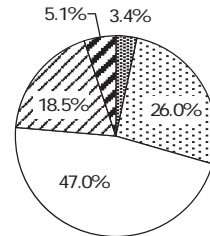
中学生の回答

問6. あなたは狛江市の「緑の量」をどう感じていますか。次の中から1つ選んで○をつけてください。



小学生の回答

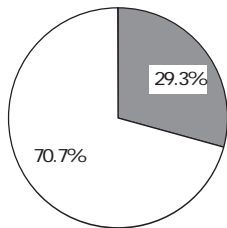
- とても多い
- 多い
- ふつう
- 少ない
- とても少ない



中学生の回答

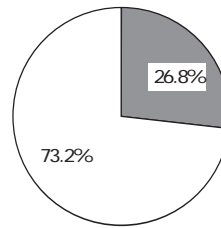
- とても多い
- 多い
- ふつう
- 少ない
- とても少ない

問9. 山梨県小菅村を知っていますか。次の中から1つ選んで○をつけてください。



小学生の回答

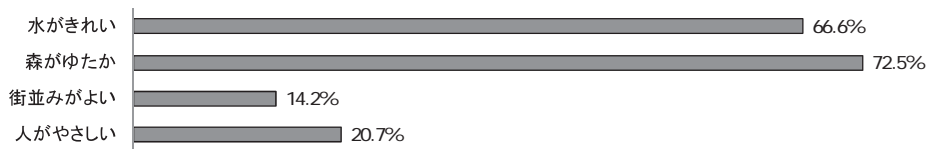
- 知っている
- 知らない



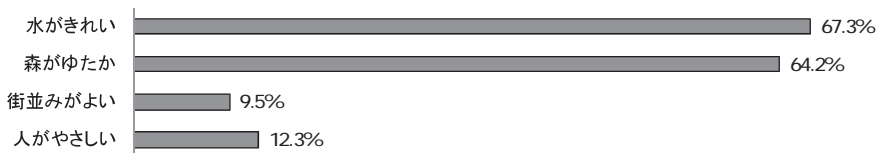
中学生の回答

- 知っている
- 知らない

問10. 多摩川の上流域（にある村）はどのようなイメージですか。次の中から2つ選んで○を付けてください。



小学生の回答

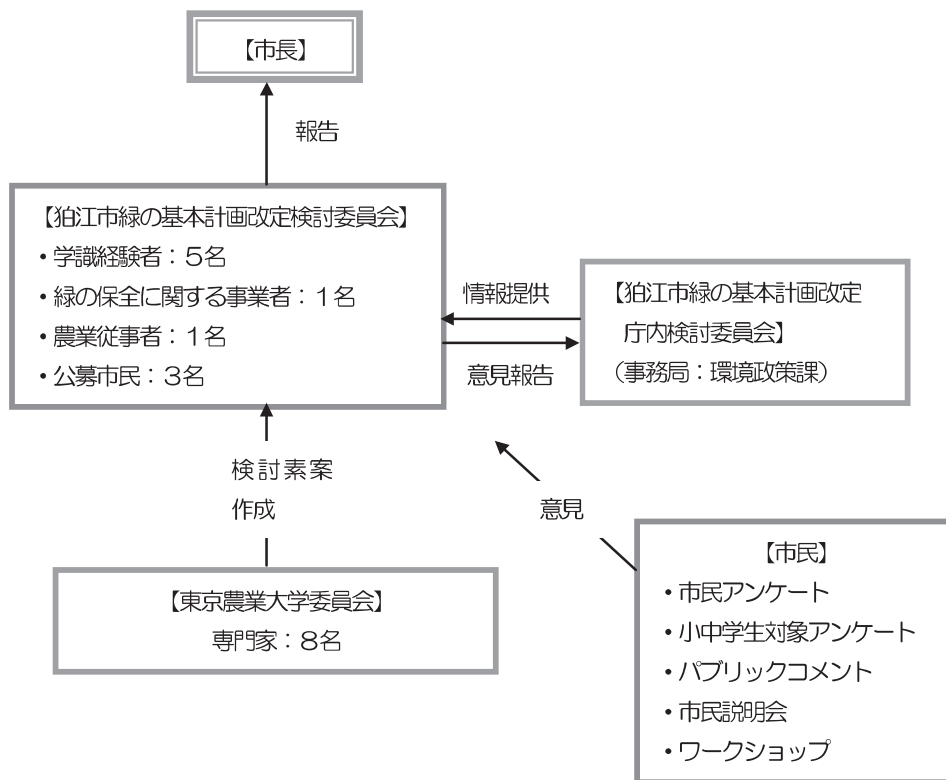


中学生の回答

3. 狛江市緑の基本計画改定の経緯

3-1. 改定の体制

本計画は、学識経験者、緑の保全に関する事業者、農業従事者、公募市民で構成する「狛江市緑の基本計画改定検討委員会」を中心に、以下に示す体制で改定を行いました。



3-2. 改定の経過

<基礎調査>

平成22年度

狛江市緑の現況調査（市域の航空写真から市内の緑被率、みどり率、樹林率、緑地率を調査）

平成23年度

狛江市緑の実態調査（市内の現状踏査のもと、景観、保存樹木、樹林地などを調査。市民アンケートなどの実施）

<計画改定>

平成24年度

月日	事項	内容
平成24年4月26日	第1回東京農業大学委員会	事業説明
平成24年5月16日	第2回東京農業大学委員会	基本構想の検討
平成24年5月23日	第1回改定検討委員会	事業説明・基本構想の検討
平成24年6月13日	第3回東京農業大学委員会	骨子の検討
平成24年6月21日	第2回改定検討委員会	現行評価・将来像・基本構想の検討
平成24年6月29日	第1回庁内検討委員会	進捗状況の報告
平成24年7月7日	第1回市内の緑管理を考えるワークショップ	狛江市の緑の現状と課題の整理
平成24年7月26日	第4回東京農業大学委員会	施策の検討
平成24年7月30日	第3回改定検討委員会	基本目標・施策の検討
平成24年8月18日	第2回市内の緑管理を考えるワークショップ	東野川三丁目樹林地の利活用について検討
平成24年8月23日	第5回東京農業大学委員会	素案の検討
平成24年9月5日	第2回庁内検討委員会	進捗状況の報告
平成24年9月12日	第4回改定検討委員会	素案の検討（1）
平成24年9月24日	第5回改定検討委員会	素案の検討（2）
平成24年10月12日	第6回改定検討委員会	素案の検討（3）
平成24年10月18日	第3回庁内検討委員会	素案の検討
平成24年11月15日 ～12月14日	パブリックコメントの実施	
平成24年11月16日	狛江市緑の基本計画改定素案に関する市民説明会	改定素案の説明
平成24年12月20日	第7回改定検討委員会	パブリックコメントなどを踏まえた改定素案の修正事項の検討
平成25年1月24日	第8回改定検討委員会	改定案の検討
平成25年2月6日	第4回庁内検討委員会	改定案の検討

※第2回、第4回の改定検討委員会において、「狛江市環境基本計画」の改定作業進捗状況を報告することで、狛江市環境基本計画との内容の整合を図っています。

■市内の緑管理を考えるワークショップ

実施日：第1回 平成24年7月7日（土）、第2回 平成24年8月18日（土）

参加者数：第1回 23名、第2回 19名

内容：第1回 講義「都市における緑の役割」宮林茂幸氏（狛江市緑の基本計画改定検討委員会委員長）
ワークショップ「狛江市の緑の現状と課題」

第2回 講義「市民による緑地の管理活動」麻生恵氏（狛江市緑の基本計画改定検討委員会委員）
ワークショップ「東野川三丁目樹林地の現状と課題」

検討方法：参加者を3つのグループに分け、テーマに沿って議論を行った。



3-3. 委員名簿

【狛江市緑の基本計画改定検討委員会委員名簿】

氏名	選出区分	備考
宮林 茂幸	学識経験者	委員長
中村 幸人		
麻生 恵		
濱野 周泰		
中村 文明		
白井 昇	緑の保全に関する事業者	副委員長
小町 新一	農業従事者	
池座 俊子	公募市民	
加古 厚志		
清水 満		

【狛江市緑の基本計画改定庁内検討委員会委員名簿】

氏名	所属	備考
松本 培夫	建設環境部長	委員長
小川 啓二	政策室長	
岩淵 一夫	管財課長	
上田 博記	地域活性課長	
新井 五郎	清掃課長	
波瀬 公一	環境政策課長	
遠藤 慎二	道路公園課長	
小俣 和俊	都市整備課長	副委員長
遠藤 克哉	下水道課長	
松田 孝	指導室長	

【狛江市緑の基本計画改定東京農業大学委員会委員名簿】

氏名	所属
宮林 茂幸	森林総合科学科 教授
中村 幸人	森林総合科学科 教授
麻生 恵	造園科学科 教授
濱野 周泰	造園科学科 教授
中村 文明	多摩川源流研究所 所長
菅原 泉	森林総合科学科 教授
武生 雅明	森林総合科学科 准教授
下嶋 聖	短期大学部 環境緑地学科 助教

4. 設置要綱

○狛江市緑の基本計画改定検討委員会設置要綱

平成24年3月28日

要綱第31号

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条及び狛江市緑の保全に関する条例(平成11年条例第26号)第3条第1項に規定する狛江市緑の基本計画(以下「基本計画」という。)について、目標の中間時点を迎えたため、必要な事項を調査検討し、基本計画を改定することを目的として、狛江市緑の基本計画改定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の具体的な改定方法の調整及び改定に関し必要な事項に関する調査・検討を行うこと。
- (2) 改定案を作成し、市長に報告すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる区分により委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 5名
- (2) 市内の緑の保全に関係する事業者など 1名
- (3) 農業従事者 1名
- (4) 公募による市民 3名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の所掌事務の達成をもって終了する。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、互選により選出するものとする。
- 3 委員長は会務を総理し、これを代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、資料の説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の協議により別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

○狛江市緑の基本計画改定庁内検討委員会設置要綱

平成24年3月28日

要綱第41号

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条及び狛江市緑の保全に関する条例（平成11年条例第26号）第3条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として定められている狛江市緑の基本計画（以下「基本計画」という。）を改定するにあたり、庁内の関係部署において必要な事項を調査検討し、調整を図ることを目的として、狛江市緑の基本計画改定庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の部門別計画との調整に関すること。
- (2) 基本計画に係る現状及び課題に関すること。
- (3) その他基本計画の改定に関し、必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 検討委員会は、建設環境部長及び次に掲げる区分の課長職にある者をもって構成する。

- (1) 政策室
- (2) 管財課
- (3) 地域活性課
- (4) 清掃課
- (5) 環境政策課
- (6) 道路公園課
- (7) 都市整備課
- (8) 下水道課
- (9) 指導室

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の完了までとする。

(運営)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長には建設環境部長、副委員長は都市整備課長とする。
- 3 委員長は会務を総理し、これを代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集するものとする。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、資料の説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、建設環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会の協議により別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

5. 条例

○狛江市緑の保全に関する条例

平成11年12月28日

条例第26号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、狛江市民が快適な生活をおくるために、積極的に緑地の保全及び緑化の推進（以下「緑地の保全など」という。）をはかることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑地 樹林、草地、水辺地、古墳、生き物の生息地のほか、これらに類するものをいう。
- (2) 緑化 樹木、草花などの植物を増やし、育て、残すことをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、緑の基本計画を定め、緑の保全及び創出について、総合的かつ計画的な施策を実施しなければならない。

2 市長は、道路、公園、学校、庁舎などの公共施設について、規則で定める緑化基準により緑化に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、緑地の保全などをはかるため自ら努めるとともに、市長及び事業者が実施する緑地の保全などの施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うにあたって緑地の保全などをはかるために自ら必要な措置をとるとともに、市長及び市民が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業所内について規則で定める緑化基準により緑化に努めなければならない。

(知識の普及など)

第6条 市長は、緑地の保全などに関する施策を実施するための情報収集に努めるものとする。

2 市長は、市民及び事業者に対して、必要な知識の普及及び意識の高揚をはかるため広報活動、緑化推進事業などを実施し、市民及び事業者の提案及び意見を反映させるための必要な措置をとらなければならない。

(苗木の供給)

第7条 市長は、緑豊かな狛江市にするため、苗木の供給について必要な措置をとらなければならない。

第2章 保存樹木など

(目的)

第8条 市長は、緑地の保全などのために必要があると認めるときは、所有者又は占有者（以下「所有者など」という。）の同意を得て、規則で定める基準により樹木又は樹林及びその地域（以下「樹木など」という。）を保存樹木などに指定することができる。

2 樹木などを狛江市文化財保護条例（昭和47年条例第18号）により指定したときは、この条例で保存樹木などに指定したものとみなす。

- 3 市長は、保存樹木などを指定するときは、その旨を告示し、所有者などに通知しなければならない。
- 4 前項の保存樹木などの指定は、告示の日からその効力を生じる。

(標識の設置)

第9条 市長は、保存樹木などの指定をしたときは、標識を設置しなければならない。

(経費の負担)

第10条 保存樹木などの保存管理に要する経費は所有者などの負担とする。ただし、周辺住家に著しい影響を与えるおそれがあると市長が特に認める場合は、保存管理に要する経費の一部を助成することができる。

(奨励金又は助成金の交付)

第11条 市長は、樹木などの保存を奨励し又は保存管理するため、保存樹木などの所有者に対し、予算の範囲内で奨励金又は助成金を交付することができる。

(届出事項)

第12条 保存樹木などの所有者などは、次の各号の一に該当するときは、速やかに市長に届け出るものとする。

- (1) 所有者などの氏名又は住所が変更したとき。
- (2) 保存樹木などが滅失し、又は枯死したとき。
- (3) やむを得ず保存樹木などを伐採しなければならないとき。
- (4) 保存樹木などの維持管理上、考慮すべき事態が予知されるとき。

(解除)

第13条 市長は、次の各号の一に該当するときは、保存樹木などの指定を解除することができる。

- (1) 保存樹木などが滅失し、又は枯死したとき。
 - (2) やむを得ず保存樹木などを伐採したとき。
 - (3) その他市長が指定を解除する必要があると認めた場合
- 2 市長は、保存樹木などの指定を解除するときは、その旨を告示し、所有者などに通知しなければならない。
 - 3 前項の保存樹木などの指定の解除は、告示の日からその効力を生ずる。

第3章 雑則

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(狛江市環境の保全に関する条例の廃止)
- 2 狛江市環境の保全に関する条例(昭和48年条例第16号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行前に、前項の規定による廃止前の狛江市環境の保全に関する条例の規定によりなされた指定その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた指定その他の行為とみなす。

刊行物番号 H24-33

狛江市 緑の基本計画

平成 25 年 3 月

発 行：狛江市

編 集：狛江市建設環境部環境政策課

〒 201-8585

狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

電話 03-3430-1111 (代)

頒布価格：600 円



当紙製紙率70%再生紙を使用しています

